

香川県広域水道企業団週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場の現場閉所により週休2日を確保する、完全週休2日（土日）工事の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、香川県広域水道企業団において発注する、通年維持工事や応急対応工事等の緊急対応が必要な工事を除く全ての工事とする。

(対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から竣工日までの期間とする。ただし、年末年始休暇の6日間及び夏季休暇の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び、発注者が対象外とする期間は含まない。

(休工日の確保)

第4条 完全週休2日（土日）工事における休工日の確保は、次のとおりとする。

- 1 受注者は、原則として、前条にて規定する対象期間において、土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業を行う場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、やむを得ず土曜日又は日曜日を休工日にできない場合は、前後7日以内の土曜日又は日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。
- 3 受注者は、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、前後の土曜日又は日曜日と振替を行うことができる。

(休工の定義)

第5条 この要領における休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(入札公告等における記載)

第6条 発注者は、週休2日工事を発注する場合、入札公告等に完全週休2日（土日）工事であることを明示するとともに、特記仕様書にも記載するものとする。

(工事着手前の協議)

第7条 完全週休2日（土日）工事の受注者は、工事着手日までに、工事打合せ簿とともに休工日が確認できる工程表を提出し、工事監督員と協議しなければならない。

(工事中標示板)

第8条 受注者は工事中標示板に、完全週休2日（土日）工事である旨を記載するものとする。

(休工日に作業を行う場合の措置)

第9条 受注者は、第4条第2項に基づき休工日に作業を行う場合は、事前に理由、振替対応の有無及び振替日を口頭により工事監督員に報告しなければならない。

(作業予定日を休工とする場合の措置)

第10条 受注者は、第4条第3項に基づき作業予定日を休工とする場合は、事前に理由、振替対応の有無及び振替日を口頭により工事監督員に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第11条 受注者は、水道工事共通仕様書1-4-23に規定する出来形数量の提出時に、休工日確保の状況を工事監督員に工事打合せ簿で報告しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第12条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(工事成績評定)

第13条 発注者は、受注者に明らかに完全週休2日（土日）工事に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定において考査するものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年10月31日から施行する。

附則

この要領は、令和8年10月30日から施行する。